

## 多摩区リユース食器普及啓発事業 募集要項

### 1 目的

多摩区では、区民会議からの報告を受け、エコロジー（地球温暖化防止、自然環境保護）を、家庭（日常の生活・ライフ）で身近に取り組める対策を紹介し、啓発・推進することを目的とした「多摩区エコロジーライフ事業」を実施しています。

本事業は、「多摩区エコロジーライフ事業」の取組の一つとして、多摩区内で実施するイベントで、繰り返し使用できる飲食用容器（以下「リユース食器」という。）を利用することにより、ごみの減量、資源の有効活用及びリサイクル意識の普及啓発を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的とするものです。

事業実施に当たっては、本事業の効果的な実施を図るため、日頃から多摩区内において環境配慮行動を実践するとともに、地域独自の環境事情等にも精通している町内会・自治会、商店街、学校及び市民活動団体等の団体から事業計画を公募し、選考の上、リユース食器を貸し出します。

### 2 対象イベント

本事業の対象イベントは、次の各項目に定めるすべての要件を満たすものとします。

- (1) 申請団体が主催し、令和2年2月28日までに区内で実施する、延べ100食以上の食品を提供するイベント
- (2) リユース食器を使用し、「ごみの減量」、「資源の有効活用」及び「リサイクル意識の普及啓発」をすることができるイベント

### 3 申請できる団体

多摩区内においてイベントを実施できる団体（町内会・自治会、商店街、学校、市民活動団体等）で、次の要件を満たす団体が応募できます。

なお、同一団体が複数回のイベントを実施する場合であっても、リユース食器の貸し出しは、年度内1回限りとします。

- (1) 団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類を備えていること。
- (2) 予算及び決算を適正に行っていること。
- (3) 団体又はその代表者が、契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること。
- (4) 団体又はその代表者が、国税又は地方税の滞納処分の執行がされていない又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していること。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと。
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団の構成員（暴力団の構成団体の

構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制の下にないこと。

(9) 公序良俗に反しないこと。

#### 4 使用条件

リユース食器の普及啓発の趣旨や、安全衛生上の管理を踏まえ、申請団体及び出店者は次の項目に留意してください

(1) 多くの区民がイベントに参加できるよう工夫してください。

(2) リユース食器を使用して、延べ100食以上の食品を提供してください。

(3)一つのイベントへの食器貸出し個数は、最大で合計700個までとします。

※食器の種類により貸し出せる個数が変わりますので事前にご相談ください。

(4) 掲示等により、リユース食器を使用しているイベントであることを広報してください。

(5) リユース食器を衛生的に管理・使用してください。また、イベント中にリユース食器を洗浄して改めて使用しないでください。

(6) イベント終了後、速やかに「リユース食器使用結果報告書」を多摩区役所企画課へ提出してください。

※「リユース食器使用結果報告書」は多摩区ホームページからダウンロードできます。

#### 5 申請期間・方法

申請する場合は、原則としてイベント開催日を起算日として30日前までに、次の書類を多摩区役所企画課へ提出してください。

(1) 申請期間 令和2年1月28日まで(予算がなくなり次第、募集を終了します。)

(2) 受付時間 平日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分

(3) 申請方法 窓口へ直接お持ちになるか郵送で提出してください。

(4) 申請書類

(ア) リユース食器使用申請書

(イ) 団体に関する確認書

(ウ) 団体の定款又は規約等(団体の代表者、事務局、組織の運営に係る規定を定めた規則等)

(エ) イベント企画書(チラシ、プログラムなど)

※「リユース食器使用申請書」及び「団体に関する確認書」は、多摩区ホームページからダウンロードできます。

※提出部数は各1部とします。申請書類は返却しませんので、事前にコピーしておくことをおすすめします。

#### 6 料金

リユース食器の貸し出し料金(送料を含む)は原則として無料です。ただし、紛失または破損分は、次の料金を負担いただきます(振込手数料別途)。料金は貸し出し業者から直接請求されます。

(1)リユース食器(カップ) 100円/1個あたり

(2)リユース食器(皿、おわん、どんぶり) 150円/1個あたり

## 7 選考方法

- (1) 選考は提出された申請書類に基づき、多摩区役所企画課と申請団体の協議・ヒアリングを経て決定します。
- (2) 選考に当たって、提出された申請書類の内容について、申請団体に文書等で照会する場合があります。その場合には、申請団体から提出された回答も踏まえて、選考を行います。
- (3) 選考基準
  - (ア) 事業の企画に計画性があり、時間的・予算的範囲内で実施可能かどうか。
  - (イ) 事業内容としてごみの減量、資源の有効活用及びリサイクル意識の普及啓発の効果が期待できるか。
  - (ウ) 多くの区民が参加できるような工夫がされているかどうか。
  - (エ) 事業の実施体制が十分かどうか。
- (4) 結果通知  
文書にて結果を通知します。

## 8 その他

本事業で選考された団体の名称やリユース食器使用結果の概要について、多摩区ホームページ等の広報媒体で公表します。